

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

○ 場所名（住所）

番号	貸付箇所	設置面積 (目安)	台数
1	上尾市原新町20	1.5 m ²	1

- ※1) 設置面積(目安)には放熱余地・転倒防止板設置部分を含む。また隣接する物件面積に関して、落札業者間において協議し調整を行うことは可能とする。
- 2) 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議の上決定する。
- 3) 案内図及び位置図、設置面積は物件概要を把握するための参考であり、現況と異なる場合は現況を優先すること。

2 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ① 大きさ 貸付面積（目安）の範囲内及び高さ 2000 mm 以内
- ② デザイン（外観色を含む。） 周辺環境に配慮したデザインとする。
また、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 環境対策

- ① 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(3) 安全対策

- ① 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等安全に十分配慮すること。
- ② 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理の徹底を図ること。

(4) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に回収ボックスを併設するとともに、設置事業者の責任において回収及び処分をすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ④ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条の規定による酒類又はその類似品を販売の禁止。
- ⑤ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

4 貸付料

- （1）自動販売機の売上額の一部を貸付料とするため、入札の内容は、売上額に係る割合とし、その下限を25パーセントとする。
- （2）貸付料は、市が発行する納入通知書により納入すること。ただし、納入の期限日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。

5 電気料等

設置事業者が自ら設置したメーターにより計測した使用量に基づき、自動販売機等設置協定書に定める単価を乗じて得た額を、本市が発行する納入通知書により納入する。

6 売上手数料

貸付料に含まれるため徴収しない。

7 費用負担

- （1）自動販売機の設置及び撤去に要した費用、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- （2）電気を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置に当たっては本市の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して本市の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

本市及び施設側の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 本市及び施設側の責に帰することが明らかな場合を除き、本市及び施設側はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

設置場所図面の添付

参考①



参考②

